

鳥取県原子力安全顧問に係る自己申告内容

令和6年5月21日
原子力安全対策課

顧問氏名		占部 逸正	遠藤 暁	藤川 陽子	甲斐 倫明	神谷 研二	富永 隆子	吉田 賢史	片岡 勲	北田 孝典	牟田 仁	望月 正人	吉橋 幸子	佐々木 隆之	香川 敬生	西田 良平	河野 勝宣	梅本 通孝	
欠 格 要 件	①委嘱日前直近3年間に、原子力事業者等又は法人である原子力事業者等の役員若しくは使用人その他従業員であったか	調査対象外 (委嘱の都度調査。事由該当の場合、顧問が知事に辞職を申し出)																	
	②委嘱日直近3年間に、原子力事業者等の団体の役員、若しくは使用人その他従業員であったか																		
	③委嘱日前直近3年間に、同一の原子力事業者等から、個人として年間50万円以上の報酬等を受領していた者であったか																		
情 報 公 開 事 項	④委嘱日前直近3年間に(委嘱中の顧問は前年度)に、委員の研究及び所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附について、対象の研究名称、寄附者及び寄附金額	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	⑤委嘱日前直近3年間に(委嘱中の顧問は前年度)に所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	あり	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし

※④、⑤の申告期間は令和5年4月1日～令和6年3月31日まで。

原子力事業者等：営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう